



質問

防犯カメラ映像情報を掲示板に掲示することは、個人情報保護法に抵触しますか。

(相談概要)

マンションのエントランスホールでガラス扉の破損や壁への落書き、共用物への悪戯行為がありました。保存されていた映像から画像をプリントアウトのうえ掲示板等に貼付し、居住者等からの情報を募り行為者を特定して直接注意しようと考えています。個人情報保護法上問題ありませんか。



回答

防犯カメラ等で記録された映像情報は、本人が判別できる映像であれば個人情報に該当しますので、その取扱いには十分な注意が必要となります。

(説明)

管理組合は個人情報取扱事業者として、情報を取得するときには「利用目的の明示」をしなければなりませんが、防犯を目的とした映像の撮影は「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる」と考えられており、その利用目的を公表等する必要がないとされています。

しかし、映像情報を掲示・公開することまでがその「利用目的」の範囲とは考えられないことと併せて以下の点から、防犯目的で撮影された映像情報を掲示・公開することには問題があります。

- ① 映像情報の公開がプライバシーの侵害や悪戯当事者と決めつけることに対する名誉棄損を構成する可能性があること。
- ② 個人情報保護法第3条に規定する「個人情報は、個人の人格尊重理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない」とする基本理念に反すること。
- ③ 個人情報保護法とは別に、法的手続によらないで私力の行使（実力行使）をもって自己の権利を実現する自力救済は民法上不法行為とされる可能性があること。

以上のことから悪戯等への対処としては防犯カメラの映像情報を公開・掲示するのではなく、内容に応じて器物損壊などの刑事的問題と判断される場合には警察に被害届を提出して対応することが望まれるでしょう。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。